

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社協運営費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ともに支え合う地域福祉社会の実現を図るため、磐田市地域福祉計画及び磐田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）に基づき、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施する地域福祉活動に対して、予算の範囲内において、その運営費の一部を助成するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区社協 地区住民により構成され、当該地区住民を対象とし、計画に基づいた地域福祉活動を組織的に行い、その運営等に必要な事務や会計を主体的に行う体制が整っており、地区で認知された組織をいう。
- (2) 地区 地区社協を構成する地区をいう。

(助成の対象及び助成金の交付額)

第3条 助成金の対象事業は、別表1及び別表2に掲げる事業とする。

2 助成金の交付額は、前年度に地区内の自治会から納入された社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の一般会費総額に20%を乗じて得た額に180,000円を加えた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、別表2に掲げる事業を実施する場合は、同表に定める基準額により計算した額を加算するものとする。

3 助成金の交付は、1年度につき1回とする。

4 地区社協は、本会が交付する助成金のほか、自己財源を確保し、当該事業に充当するものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、次の各号に掲げる書類を本会会長（以下「会長」という。）に提出する。

- (1) 地区社協運営費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 地区社協運営事業収支予算書（様式第2号）

(助成金の交付決定及び支払)

第5条 会長は、地区社協から前条の申請があったときは、その内容を審査し、地区社協運営費助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 地区社協は、助成金交付決定を受けた後、会長に請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(事業変更等の届出)

第6条 助成金交付決定通知書を受けた後に申請した事業の一部又は全部を変更し、若しくは事業を中止したときは速やかに届け出なければならない。

(実績報告)

第7条 地区社協は、助成事業が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会長に提出する。

- (1) 地区社協運営事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 地区社協運営事業収支報告書（様式第2号）

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設立運営補助事業実施要綱の廃止)
- 2 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設立運営補助事業実施要綱は、平成20年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条第2項の規定により計算した助成金交付額(ただし、別表2の基準により計算した額を除く)が平成23年度交付実績額(変更前の規程第3条第3項の規定により計算した額、ただし、別表2の基準により計算した額を除く)を50,000円以上下回る地区社協の助成金交付額は、平成24年度に限り下回る額の2分の1を加算した額とする。